

自然エネルギー地域発電推進事業の手続きの流れ

1 事業申請から事業採択

4月

公募開始

事業計画書等の提出

○「事業計画書」の当該事業を実施する箇所の住所地を管轄する市町村の再生可能エネルギー担当課に提出してください。提出された書類は、市役所または町村役場から地域振興局を通じ県に提出されます。

○事業の内容等についてのご相談は、お住まいの地域にある地域振興局再生可能エネルギー推進担当課または長野県庁環境政策課ゼロカーボン推進室までお願いします。

6月下旬

選定委員会

○有識者、行政関係者などで構成する選定委員会で事業の審査及び選定を行います。

事業計画の承認・補助金の内示

○事業の採択・不採択を決定し、県より地域振興局、市町村を通じて申請者に通知します。

本申請(補助金交付申請)

○内示のあった申請者は、「補助金交付申請書」を最寄りの地域振興局再生可能エネルギー推進担当課を通じて、県に提出します。

補助金の交付決定

○県で内容の審査を再度実施します。

○事業の採択（金額、留意事項等）を通知します。「交付決定」といいます。

2 事業実施から事業完了、補助金の支払い

7月下旬～

事業を実施

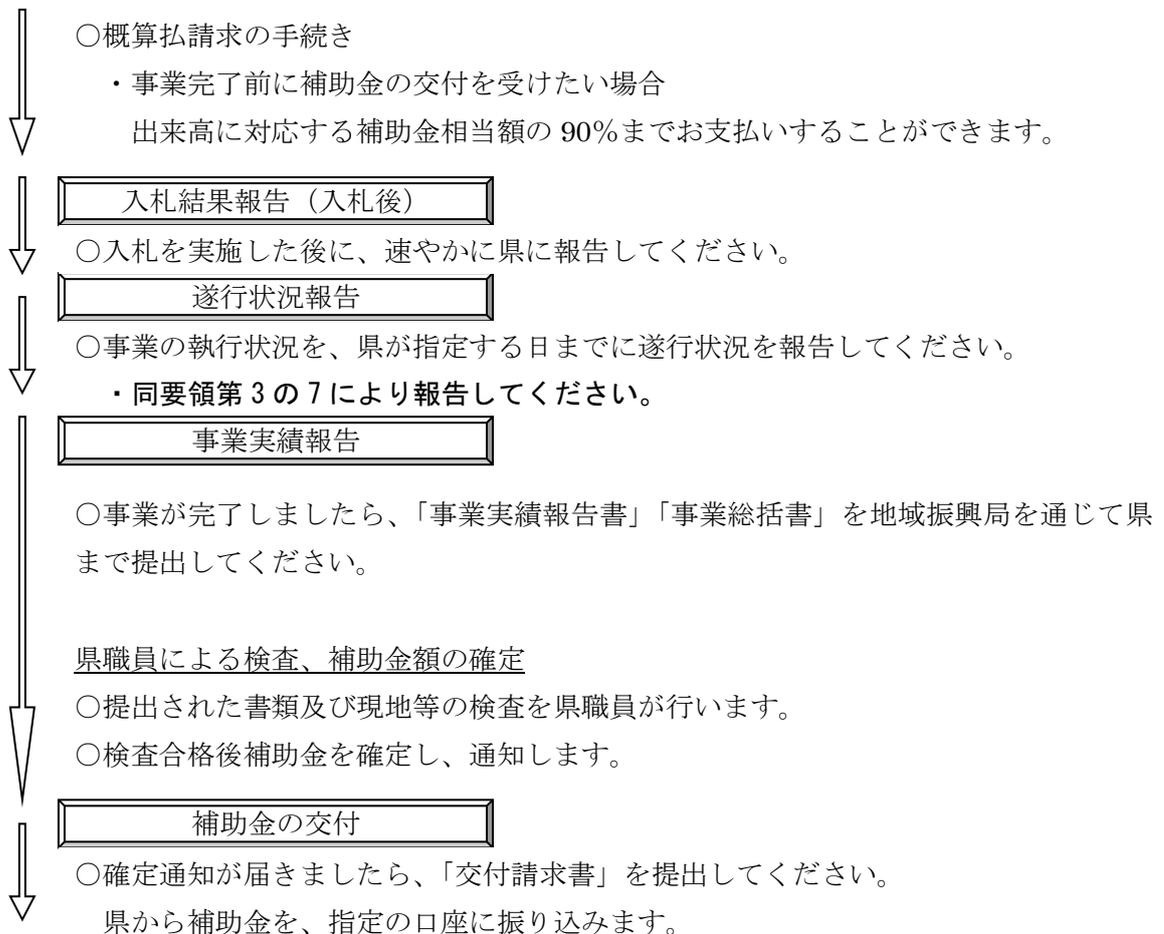
交付決定後に事業内容の変更等をするときは、次の手続きが必要になります。

○変更承認申請書の提出

- ・交付対象経費が20%以上増減する場合
- ・事業の実施場所、施設の設置場所の変更
- ・構造及び機能その他の事業の主な内容の変更など

※事業期間の延長、事業を中止する場合なども手続きが必要です。

地域振興局再生可能エネルギー推進担当課を通じて、環境政策課ゼロカーボン推進室までご相談ください。

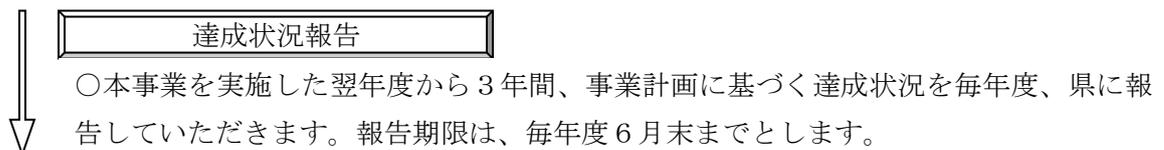


3 事業の評価

翌年6月～10月



毎年度6月



4 売電及び売電状況の報告、収入の一部を納付

毎年度9月及び3月

